

令和6年度  
三宅柳田・味舌学童保育室増設事業  
提案審査要領

令和6年4月

摂津市

## 三宅柳田・味舌学童保育室増設事業 提案審査要領

三宅柳田・味舌学童保育室増設事業(以下、「本事業」という。)の審査は、学童保育室増設事業 設計・施工請負業者選定委員会設置要綱に基づいた「学童保育室増設事業 設計・施工請負業者選定委員会」(以下、「委員会」という。)において、下記の要領に基づいて行う。

### 1. 本事業提案の審査および選定の流れ

#### (1)応募

本事業への参加を表明する事業者に提案要請をするにあたり、「三宅柳田・味舌学童保育室増設事業提案募集要項」の応募者の資格要件についての記載に従い、応募者の応募資格の確認を行う。

#### (2)資格の確認及び提案要請

応募者資格要件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

また、応募資格要件を満たさない応募者に対し、失格の理由を添えて文書で通知する。

#### (3)最優秀提案者及び優秀提案者の選定

委員会は提案の中から最も評点の高いものを評点の高い最優秀提案者を1者、優秀提案者を1者、選定する。

審査結果は、文書で通知し、本市のホームページを通じて公表する。

原則として、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

#### (4)協議

最優秀提案者は優先交渉権者となり、本市との間で、業務計画書(最終提案書)作成及び協定書を締結するまでの諸条件について協議を進める。

#### (5)最終事業者の選定

優先交渉権者は、本市の予定価格内で仮契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案者を次点交渉権者とする場合もある。

### 2. 提案書の審査

委員会は、書類審査に当たって、以下の要領に従い各面から総合的に提案書の審査を行う。

#### (1)評価項目

提案書の内容について、提案書類をもとに、企業概要、技術面、事業管理面、工事实績、本市の事業実施に伴うメリット等から、提案の内容を「別表 三宅柳田・味舌学童保育室増設設計・施工公募型プロポーザル審査基準」に従い、審査する。

評価項目は次のとおり。

- ① 学童保育室及びそれに類似する教育関係の建築物に関する実績
- ② 設計施工監理の一括発注に対応した実績
- ③ 耐久性や機能性に優れた資材や備品の使用

- ④ 企業独自のノウハウや先端技術の活用
- ⑤ 設計から工事完了まで全体スケジュールの実行性
- ⑥ 防災及び防犯についての配慮
- ⑦ 児童が安心して利用できる工夫
- ⑧ 提案コスト
- ⑨ 省エネルギー対応の設備や自然エネルギーの活用
- ⑩ 小学校の利用者や周辺の住民に配慮した工夫(工事中及び建設後)
- ⑪ 児童の登下校や周辺の通行に配慮した工夫(工事中及び建設後)
- ⑫ 備品や資材の選定及び加工への地域企業の活用
- ⑬ 魅力ある企画提案
- ⑭ 事業に対する積極的な姿勢

## (2)総合得点

総合得点は、委員会委員がそれぞれ別表に従い採点した評価点を合計し、委員の人数で除した平均値(小数点第3位を四捨五入)とする。

また、最大総合得点 800 点のうち、見積額以外の審査項目に係る配点の 6 割(300 点)を最低基準点とし、いずれの応募者の見積額以外の総合得点が最低基準点以下だった場合、応募者は選定しないものとする。

## (3)最優秀提案及び優秀提案の選定

上記の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案者を最優秀提案者とし、次点を優秀提案者とする。なお、総合得点が同点となった場合は、④、⑧、⑫の得点の合計が最も大きい提案者を最優秀提案者とする。

## (4)応募者が1者の場合

提案書を提出した応募者が1者(当該応募者がグループの場合は、1グループ)だった場合においても、本審査要領に従った審査を行う。見積額以外の総合得点が最低基準点以上の場合原則として、この応募者を最優秀提案者とし優先交渉権者とする。

## (5)プレゼンテーション

委員会の審査の過程において、応募者からのプレゼンテーションを受け、委員からのヒアリングを行う。

## (6)その他

なお、事前に、あるいは審査過程において、ヒアリングを行う場合がある。

## 3. 審査結果の通知

- ①審査結果は、令和 6 年 5 月 24 日(金)付けで、書面にて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。
- ②委員会の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案を最優秀提案とし、次点を優秀提案として

通知する。

- ③審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ④最優秀提案者名(グループの場合、その構成員も含む)及び最優秀提案概要(プレゼンテーション概要A3 3枚以内)、優秀提案者名(グループの場合、その構成員も含む)に審査講評を付して、本市ホームページ(こども家庭部こども政策課)にて公開する。

#### 4. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)期限までに書類が提出されない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4)提案募集要項に違反すると認められる場合
- (5)次の重要な項目に該当した場合
  - ①提案による工事施工等が施設の運営・業務に支障がある場合
  - ②緊急時対応策が明確でない場合
  - ③本事業に係る費用、設計、建築確認手数料、地質調査費用、工事費用などの算出が妥当でない場合

#### 5. その他

本審査を行うにあたり、上記以外に予想できない事由が発生した場合は、審査会にて協議を行い、決定するものとする。

以上

(別表)

別表 三宅柳田・味舌学童保育室増設設計・施工公募型プロポーザル審査基準

審査項目		採点基準	採点方法	評価					
				配点	優	普通	劣	評価点	
技術的評価	1	学童保育室工事実績	学童保育室及びそれに類似する教育関係の建築物の工事に関して実績がある	実績があれば10点 なければ2点	10点	10点		2点	
	2	一括発注対応実績	設計施工監理の一括発注に対応した実績がある	実績があれば30点 なければ6点	30点	30点		6点	
	3	工事の仕上内容	耐久性や機能性に優れた資材や備品が使用されている	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	50点	50点	30点	10点	
	4	独自性・先端技術	企業独自のノウハウや先端技術を活用した提案がされている	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	60点	60点	40点	12点	
	5	工事計画の具体性	設計から工事完了まで全体のスケジュールは適切で実行性のある計画である	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	40点	40点	30点	8点	
	6	防災・防犯対策	防災及び防犯についての配慮がされている	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	20点	20点	15点	4点	
	7	安全性	児童が安心して利用できる工夫が提案されている	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	20点	20点	15点	4点	
財政的評価	8	提案コスト	提案コストが安価である	最も低い提案額/当該提案額×300点	300点				
環境的評価	9	省エネルギー対応	省エネルギー対応の設備や自然エネルギーの活用について提案されている	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	20点	20点	15点	4点	
	10	小学校の利用者や周辺住民への配慮	小学校の利用者や周辺の住民に配慮した工夫が提案されている	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	20点	20点	15点	4点	
	11	児童の登下校や周辺の通行への配慮	児童の登下校や周辺の通行に配慮した工夫が提案されている	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	50点	50点	30点	10点	
総合的評価	12	地域経済活性化	備品や資材の選定及び加工に地域企業を活用している	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	80点	80点	50点	20点	
	13	施工コンセプト	事業の内容を理解した上で、魅力あふれた企画提案である	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	50点	50点	30点	10点	
	14	提案力	質問に対する対応が明快であり、事業に積極的に取り組む姿勢と責任が感じられる	提案内容について、優・普通・劣 の三段階で評価	50点	50点	30点	10点	
				合計	800点				